

議 会

令和8年第1回町議会定例会が、3月3日に開会され、令和7年度各会計補正予算、条例改正などについて審議されました。

また、令和8年度各会計予算は、予算特別委員会へ付託し審議され、本会議において可決されました。（詳しくは本紙10～11ページをご覧ください）

定例会は、18日に全議案の審議を終了し閉会しました。

令和8年第1回町議会定例会

一般質問

若井議員

- 高齢者世帯における緊急時の対応について

東出議員

- 有害鳥獣（ヒグマ）対策について

金子議員

- まちづくり推進室で策定する整備計画等について

- 備蓄品の現在の管理状況について

議 案

令和7年度各会計補正予算

■令和7年度月形町一般会計補正予算（第8号）

- 歳入歳出の総額にそれぞれ1億1万3,000円増額しました。

総額 64億9,864万円

■令和7年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 歳入歳出の総額からそれぞれ4,214万2,000円減額しました。

総額 3億8,105万5,000円

■令和7年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

- 歳入歳出の総額からそれぞれ1,721万円減額しました。

総額 4億1,549万6,000円

■令和7年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

- 歳入歳出の総額にそれぞれ315万1,000円増額しました。

総額 7,572万3,000円

■令和7年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第2号）

- 収益的収入および支出の総額からそれぞれ1,565万7,000円減額しました。

総額 7億6,657万5,000円

- 資本的収入の総額に159万7,000円増額し、資本的支出から360万7,000円減額しました。

資本的収入 3,043万5,000円

資本的支出 3,916万3,000円

■令和7年度月形町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

- 収益的収入の総額を807万2,000円増額し、収益的支出の総額を649万2,000円増額しました。

収益的収入 1億3,605万9,000円

収益的支出 1億3,442万8,000円

- 資本的収入の総額から180万円減額し、資本的支出の総額から185万3,000円減額しました。

資本的収入 3,267万円

資本的支出 6,304万9,000円

議 案

条例の改正その他

■農業委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- 物価高騰に伴い、委員の宿泊料などの改正を行いました。

■月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 月形刑務所内診療所の業務委託に伴う手当の新設および看護師の夜勤体制の充実を図るため救急業務待機手当の改正を行いました。

■月形町地域情報通信基盤施設条例を廃止する条例の制定について

- 地域情報通信基盤施設および設備をNTT東日本株式会社に譲渡するため条例を廃止しました。

■月形町皆楽公園条例の一部を改正する条例の制定について

■月形町皆楽公園施設条例の一部を改正する条例の制定について

■月形町はな工房条例の一部を改正する条例の制定について

□燃料費や電気料金、人件費などの高騰により施設の維持管理や運営経費が増加しているため、利用料金額の上限額などを改正しました。

■月形町認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

□こども園の利用実態に合わせ、定員数、特別保育分の利用料の徴収および収入方法、延長保育事業の利用料の改正を行いました。

■月形町多目的アリーナ条例の一部を改正する条例の制定について

■月形町野球場条例の一部を改正する条例の制定について

■月形町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について

□燃料費や電気料金、人件費などの高騰により施設の維持管理や運営経費が増加しているため、利用料金の上限額を改正しました。なお、施行日は令和8年10月からになります。

■月形町こども家庭センター設置条例の制定について

□児童福祉法及び母子保健法の改正により、こども家庭センターを開設する条例を制定しました。

■月形町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

□子ども・子育て支援法等の改正により、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」が創設されたため、実施事業所を認可するための条例を制定しました。

■月形町新規就農者等招致促進条例の一部を改正す

る条例の制定について

□新規就農者向け補助金の対象経費は従来、就農後の取得に限られていましたが、就農前でも農業用機械などの購入が必要な場合があるため、条例を改正しました。

■月形町農産物加工施設条例の一部を改正する条例の制定について

□利用者が少なく耐用年数を超えた製粉機などの設備は、令和8年度に廃棄予定とし、これに対応するため条例を改正しました。

■月形町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

□道路法施行令の改正により、国道に合わせた町道の道路占用料を改正しました。

■月形町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

□前計画の期間終了に伴い、内容を更新しました。

■財産の無償譲渡について

□光ファイバケーブル設備および付属設備を無償譲渡する相手方を決定しました。

譲渡の相手方：NTT東日本株式会社

住所：札幌市中央区大通西14丁目7番地

譲渡年月日：令和8年4月1日

■公の施設に係る指定管理者の指定について

□月形町青果物集出荷貯蔵施設の指定管理者が指定されました。

指定管理者となる団体名：月形町農業協同組合

住所：樺戸郡月形町1069番地

指定の期間：令和8年4月1日から令和16年3月31日まで

発議

■月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

□物価高騰に伴い、議員費用弁償（宿泊料）の改正を行いました。

意見案

■次のとおり意見書が原案のとおり可決され、関係機関へ提出することになりました

□北海道月形高等学校の存続を求める要望意見書

会議案

■閉会中の所管事務調査の申し出について

□議会運営委員会およびまちづくり常任委員会の所管事務調査について、調査が終了するまでの期間で許可されました。